

令和4年度「地域再生大作戦」 制度概要書

令和4年4月

地域創生局（地域振興担当）

令和4年度「地域再生大作戦」制度概要書

目次

地域主体の取組に対する支援

1	地域再生アドバイザー派遣事業	1
2	「がんばる地域」交流・自立応援事業【ソフト：継続のみ】	2
3	小規模集落起業促進事業【継続のみ】	4
4	地域運営組織法人化推進事業【継続のみ】	5
5	戦略的移住推進事業【継続のみ】	6
6	大学との連携による地域創生活動支援事業	8
7	新地域づくり総合支援事業	9
8	新特定地域づくり事業協同組合設立支援事業	10

側面支援

7	県版地域おこし協力隊「地域再生協働員」の設置【継続のみ】	11
8	関係人口活用モデル事業	12
9	ふるさと応援交流センターの設置	13
10	地域おこし協力隊等ネットワーク構築事業	14
10	五国の元気づくり交流拠点モデル支援	15
11	地域再生プロジェクトチームの設置	16

地域再生アドバイザー派遣事業

1 事業の目的・趣旨

今後、過疎化・高齢化が一層進行するなかで、集落活動を維持・継続するための支援、支え合うしくみづくり、将来構想づくり等を促進するため、地域内外の合意形成や地域活動の試行的取組について支援する。

2 事業内容

(1) アドバイザーの派遣

小規模集落等に対して、活性化に向けた住民意識の醸成、組織体制や運営方針の検討、大作戦取組地域のフォローアップなどのため、アドバイザー等を派遣。

【対象団体】：①概ね小規模集落で組織する住民団体

②小規模集落を含む(旧)小学校区単位を基本とする複数集落で組織する住民団体

③元気度調査を踏まえた集落対策方針を策定しようとする市町

【派遣事例】：①集落活動の維持・継続のための協議など、活性化に向けた住民意識の醸成を支援

②単一では集落活動の維持が困難になりつつある集落において、旧小学校区単位等で支え合うしくみづくりを推進

③集落の状況把握を行い、今後を見据えた将来構想づくりを支援

④活性化への取組を継続的な活動にしていくしくみづくり

⑤元気度調査を踏まえた集落対策方針の策定会議への参画 等

【派遣者】：まちづくりコンサルタント、農業分野の専門家、先進的な取組を行う地域の代表者等

※一覧は県 HP に掲載（「地域再生アドバイザー」で検索）

【派遣条件】：住民団体又は市町からの要望に応じて派遣

【派遣費用】：アドバイザー等への支払金は県が負担

【派遣期間】：概ね1年間

【派遣回数】：1地区あたり6回/年度、1市町あたり20回/年度を上限

(2) トライやる事業

アドバイザーの助言に基づき、集落等が主体的に行う地域活動の持続性を高めるための試行的取組を支援。

【実施主体】：①概ね小規模集落で組織する住民団体

②小規模集落を含む(旧)小学校区単位を基本とする複数集落で組織する住民団体

【対象事業】：地域内交流イベント、伝統文化継承活動、地域環境整備活動、特産品開発、地場産品等の販売 など

【対象経費】：活動に係る旅費、使用料、材料費 等

【補助率】：定額（上限200千円）

【補助期間】：1年間（交付決定日～2月末日）

【予定地区】：11地区

「がんばる地域」交流・自立応援事業

1 事業の目的・趣旨

多自然地域の豊かな地域資源を活かし、地域が企画・提案した自立的・継続的な取組や遊休施設を活用した取組を支援することにより、「地域再生大作戦」で展開してきた都市農村交流や賑わいづくり、稼ぐしくみづくりなどの取組を促進し、継続可能な地域づくりを進める。

2 事業内容

住民が企画・提案した地域活動および活動拠点等の整備に要する経費や、遊休施設を活用した稼ぐしくみづくりを構築するための計画策定費および施設改修費を支援することで、多自然地域の自立に向けた取組みを促進する。

また、県は必要に応じて、集落・地域が事業実施に際し必要となる専門家・アドバイザーなどの派遣も行う。

(1) 地域の活動支援（ソフト） ※継続のみ、R4 新規採択なし

【対象団体】：①概ね小規模集落で組織する住民団体

②小規模集落を含む(旧)小学校区単位を基本とする複数集落で組織する住民団体

【対象事業】：地域が地域資源を活かし自主的に企画する取組

※下表は例示であり、地域が自主的に企画し、県に提案する取組について、書類審査のうえ採択提案を決定。

取組メニュー	具体的な事業例
①交流施設活用事業	◆交流施設を活用したイベント ◆コミュニティカフェ・レストランの開設・メニューの開発
②体験型交流事業	◆田舎暮らし体験・農体験イベントの実施 ◆休耕田を活用した都市住民対象の貸農園等の取組 など
③特産品等開発支援事業	◆地産地消メニューの開発、伝統食・郷土料理の復活 ◆地域資源を活かした特産品開発 など
④ツーリズム誘客促進事業	◆パンフレット、チケット等PRグッズの作成 ◆マスコミや旅行エージェントと対象とした取材・視察の受入
⑤青少年交流・ふるさと教育事業	◆青少年団体によるキャンプや合宿の受入 ◆地域資源再発見・体験プログラムの開発・実施
⑥その他	◆その他、地域ぐるみの活性化活動

【対象経費】：取組にかかる材料費、会場設営費、広告宣伝費 等

【補助率】：①単独集落：定額（上限 500 千円／年）

②複数集落：定額（上限 1,000 千円／年）

【補助期間】：原則 2 年間（各年度交付決定日～ 2 月末日）

事業審査で認められた優れた取組はさらに1年延長

【その他】：収益事業に取り組む団体は、事業の継続化、周辺地域への波及をめざすため、専門家の助言を受けること

(2) 地域の活動拠点等整備支援 (ハード) ※R4 新規採択あり(予算範囲内)

【対象団体】：①概ね小規模集落で組織する住民団体

②小規模集落を含む(旧)小学校区単位を基本とする複数集落で組織する住民団体

【対象事業】：地域活動に必要な活動交流拠点を、地域の合意を得て整備・改修する取組

【対象経費】：活動拠点等の整備・改修に要する経費

【補助率】：県 1/2 (上限 5,000 千円)、市町 1/4 (義務随伴)

【補助期間】：1年間 (交付決定日～2月末日)

(3) 遊休施設整備支援 (ソフト・ハード) ※R4 新規採択あり(予算範囲内)

地域自らが地域の拠点となる遊休施設(農協、商工会、学校施設等)を活用した交流による稼ぐしくみづくりを支援し、地域の核となる活性化拠点を構築し、多自然地域の活性化を推進する。

ア 施設整備支援

【対象団体】：①概ね小規模集落で組織する住民団体

②小規模集落を含む(旧)小学校区単位を基本とする複数集落で組織する住民団体

【対象事業】：遊休施設活用計画に基づき、遊休施設をレストラン、直売所、田舎体験施設など稼ぐしくみが構築できる施設の改修

【対象経費】：活用計画に基づく施設整備やソフト事業に要する経費

【補助率】：県 1/2 (上限 10,000 千円)、市町 1/4 (義務随伴)

【補助期間】：1年間 (交付決定日～2月末日)

小規模集落起業促進事業

※継続のみ、R4新規採択なし

1 事業の目的・趣旨

多自然地域において、集落（地域）を越えた広域的単位の運営組織（活性化委員会等）づくりを進めるうえで、くらしの持続や資源管理など集落相互の助け合いを拡大するため、生活支援サービスの事業化、直売所や特産品加工など地域で資金を循環させ、稼ぐしくみを構築することにより、継続可能な地域づくりを進める。

2 事業内容

生活交通、買い物支援、高齢者の社会参加、交流拠点の運営、伝統文化サポート、ICTを活用した情報発信など多様な集落活動サービスが利用できる地域づくりを進めるため、地域と地域に関わる人材（地域おこし協力隊等）が連携して起業する場合に支援を行う。

【対象団体】：①概ね小規模集落で組織する住民団体

②小規模集落を含む(旧)小学校区単位を基本とする複数集落で組織する住民団体

③①、②の地域で地域と連携して起業する地域おこし協力隊等

【対象事業】：①買い物支援、食事サービス、家事代行など高齢者等支援

②農産物直売所、加工所、農家レストラン等の運営

③特産品のブランド化、販路拡大

④空き家・空き地等を活用した定住促進や宿泊施設、農業体験などのサービス等

【補助対象】：活動に係る旅費、使用料、材料費、資機材借上、備品購入費、生活支援サービス事業に係る車両導入費等

【補助率】：定額

①1年目：上限1,000千円

②2・3年目：上限500千円

③県が認める生活支援サービスで車両導入費を補助する場合は、その経費として上記①、②に別途2,000千円加算

【補助期間】：3年間（各年度交付決定日～2月末日）

【補助要件】：実施主体または連携団体が法人化を目指すこと

2年目以降の継続にあたっては、専門家の助言を受けた経営計画が必要

地域運営組織法人化推進事業

※継続のみ、R4新規採択なし

1 事業の目的・趣旨

「地域再生大作戦」の展開により、地域資源を生かした特産品づくりや交流促進などの様々な成果を生み出し、所得創出のみならず、生活の質の向上や生きがいの創造も図られてきた。今後さらに人口減少・地域活動の担い手の高齢化が進む中で、持続的・自立的な事業展開に向けての課題となるのが、人材の多様性の確保と財産管理や収益配分のしくみの構築である。

このため、雇用契約の締結や資産保有が可能な地域運営組織の法人化を支援することにより、長期的視野に立った持続可能な地域運営モデルを構築する。

2 事業内容

地域再生大作戦の展開地域において、持続可能な地域運営モデルを構築するため、地域運営組織の法人化について立ち上げ、起動時の支援を行う。

【対象団体】：①概ね小規模集落で組織する住民団体

②小規模集落を含む(旧)小学校区単位を基本とする複数集落で組織する住民団体

【対象事業】：地域活動から事業活動への転換を図るために地域団体を法人化する取組

【対象経費】：①計画策定費（アドバイザー経費、先進地視察、計画書作成費等）

②法人化に対する地域説明会や意識醸成のための勉強会開催のために要する費用

③専門アドバイザーに対する費用

④法人設立に要する書類作成費用

⑤法人設立にかかる印紙税、登録免許税

⑥その他、法人事務所の機能向上に要する費用

⑦法人が行う事業の起動時にかかる経費等

※県が必要と認めるものに限る

【補助率】：定額（上限1,000千円）

【補助期間】：3年間（各年度交付決定日～2月末日）

【その他】：法人組織形態 株式会社、合同会社、NPO法人、一般社団法人等

事業類型 ①集客・交流事業 ②維持・管理事業

③6次産業化事業 ④生活支援事業

⑤交通・流通事業 ⑥人材育成事業

⑦環境・エネルギー事業

⑧地域づくり事務局等、継続した地域活動のための事業

戦略的移住推進事業

※継続のみ、R4新規採択なし

1 事業の目的・趣旨

多自然地域では、地域内の高齢化の進行、年齢構成の偏りにより、今後人口が減少し地域活力の低下が懸念される。このため、旧小学校区単位（人口 1000 人程度）を「戦略的移住推進地区」として位置づけ、カムバックひょうご東京センターと連携して戦略的に東京圏を中心に移住者や二地域居住者を受け入れる地域を支援する。

2 事業内容

(1) 計画策定・活動支援事業

概ね 30 年後を見据えた長期計画（人口維持目標、移住者受入体制、就業支援等）を策定し、移住者や二地域居住者の受け入れに向けた体制整備や移住者募集、継続的な仕組みづくり等を支援する。

【対象団体】：小規模集落を含む(旧)小学校区単位を基本とする複数集落で組織する住民団体

【対象事業】：移住者や二地域居住者の受け入れに向けた下記の取組

- ①長期計画策定
- ②空き家調査、受け入れ体制の整備
- ③移住者の募集
- ④継続的なしくみづくり 等

【対象経費】：アドバイザー経費、計画書作成費、先進地視察旅費、宣伝費 等

【補助率】：定額（1年目 上限 2,000 千円、2・3年目 1,000 千円）

【補助期間】：3年間（各年度交付決定日～2月末日）

(2) 移住コーディネーター雇用事業

移住者や二地域居住者の呼び込みや地域への溶け込み等の支援を行うため、移住コーディネーターを雇用する経費を支援する。

【対象団体】：(1) に取り組む小規模集落を含む(旧)小学校区単位を基本とする複数集落で組織する住民団体

【対象事業】：地域協議会等が移住や二地域居住促進に取り組むための移住コーディネーター雇用等（コーディネーターの役割：移住者の募集、地域と移住者との調整等）

【対象経費】：活動費（コーディネーター雇用経費、旅費、研修費、作業道具等消耗品費 等） ※移住・二地域居住の取組以外の経費は対象外

【補助率】：定額（1～3年目 上限 3,000 千円）

【補助期間】：3年間（各年度交付決定日～2月末日）

※取組内容を毎年度審査し、継続の可否を決定

(3) 住環境整備支援 **※予算の範囲内**

戦略的に移住者を迎え入れようとする地域に対し、計画に基づく受入集落側による住環境整備をモデル的に支援する。

【実施主体】：(1) の事業により移住者又は二地域居住者の受け入れに向けた体制整備等を行う住民団体又は移住者に対して補助を行う市町

【対象事業】：空き家を活用した移住者用住宅整備（お試し居住用を含む）

【対象経費】：空き家の改修費

【対象事業費】：上限 5,000 千円

【補助率】：県 2/3、市町 1/3（義務随伴）

【補助要件】：①戦略的移住の計画に位置づけられた空き家改修であること

②小規模集落への移住者向けの住宅であること

③受入移住者は若年・子育て世帯又は青年であること P

④3年以上住宅として活用すること

(4) 移住促進支援 **※予算の範囲内**

小規模集落への移住を促進するため、移住者に対し移住に係る経費を支援する。

【対象者】：(1) 取り組む地域内の小規模集落への移住者

【対象経費】：移住及び移住後の生活に要する経費（移転費、備品購入費等）

【支給額】：定額1,000千円/世帯

【補助要件】：①令和4年4月1日以降の移住であること

②移住後3年以上継続して居住すること

大学との連携による地域創生活動支援事業

1 事業目的

地域創生の持続的な展開にあたり、これまで 12 の地域創生拠点を形成し、地域と大学とのマッチング、交流や地域課題解決のための取組を支援してきた。また、大学・地域団体・行政等で構成する「地域創生ネットワーク」を構築し、情報共有や地域活動拡大の検討を行ってきた。

今後取組を維持・拡大させるため、引き続き支援を実施し、大学等と地域が連携して実施する地域活性化活動を促進し、持続可能な地域創生の仕組みを構築する。

2 事業内容

地域創生拠点等を活用し、多自然地域で、地域と連携した地域活性化活動を行う大学等に対し補助を行う。

- ①実施主体 地域創生拠点等の地域拠点を活用する大学等または受入地域の団体
- ②対象活動 多自然地域で地域と大学等が連携して取り組む地域活性化の取組
- ③対象経費 ソフト経費（活動にかかる資材費、委託費、旅費、備品購入等）
- ④補助額 定額（上限 250 千円／年）
- ⑤補助期間 3 年間（各年度交付決定日～2 月末日）
- ⑥補助件数 24 団体（新規 12 団体、継続 12 団体）

新 地域づくり総合支援事業（R4 限り）

1 事業の目的・趣旨

過疎化、高齢化の進む多自然地域の維持・活性化に向けて、外部人材を積極的に受け入れ、住民の話し合いや地域内外の交流を促進し、地域が主体となって、地域資源の活用や生活支援サービスの起業など、地域課題解決に向けた地域づくり活動や体制づくり等を総合的に支援する。

2 事業内容

地域づくりの取組進度によって、様々なメニューを自由に配分して活用できる総合支援の補助事業により支援する。

【対象団体】：①概ね小規模集落で組織する住民団体

②小規模集落を含む（旧）小学校区単位を基本とする複数集落で、組織する住民団体

③①と②の地域で地域と連携して起業する地域おこし協力隊等

【対象事業】：多自然地域の維持・活性化に向けた新たな地域づくり活動や体制づくり等に要するソフト経費

(例) 住民ワークショップ、お宝マップづくり、勉強会、アンケート調査、集落元気度調査、各種計画策定、地域内外の交流活動、体験イベント、特産品開発・販売、レストラン・宿泊所や生活支援サービス等の起業、実行組織の法人化、地域資源の保全活動（草刈隊等）、移住・定住や二地域居住・ワーケーションの促進等

※対象外経費：既存活動経費、地域運営組織等の運営経費

【予定地区】：18地区

【補助率】：県1/2（上限額：500千円）、市町1/2（随伴期待）

※補助方法：県→地域への直接補助

市町は補助を行う場合は、市町→地域へ直接補助

【補助期間】：1年間（各年度交付決定日～2月末日） ※令和4年度限り

【その他】：市町の地域運営組織等に対する総合交付金等を活用し、地域運営組織等が本事業の1/2を負担して事業申請することは可能

新 特定地域づくり事業協同組合設立支援事業（R4～R6）

1 事業の目的・趣旨

多自然地域における新たな働き方を確立することにより、さらなる移住・定住を促進するため、年間を通じた安定的な雇用環境や一定の給与水準を創出する「特定地域づくり事業協同組合」の設立を支援し、地域の担い手確保および地域経済の活性化を推進する。

2 事業内容

「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」（令和2年6月4日施行）に基づき、市町が主導的に設立する特定地域づくり事業協同組合設立に要する経費を支援する。

【対象団体】：特定地域づくり事業協同組合申請予定団体

【補助対象】：特定地域づくり事業協同組合の設立に要する経費

- （経費例）
- 事業協同組合設立に係る定款・事業計画等策定費
 - 各種認可・申請手続に係る経費
 - 事務所開設に係る改修費、設備経費 等
- （対象外経費）
- 派遣法財産的基礎に要する経費
 - 設立認定後の組合運営経費

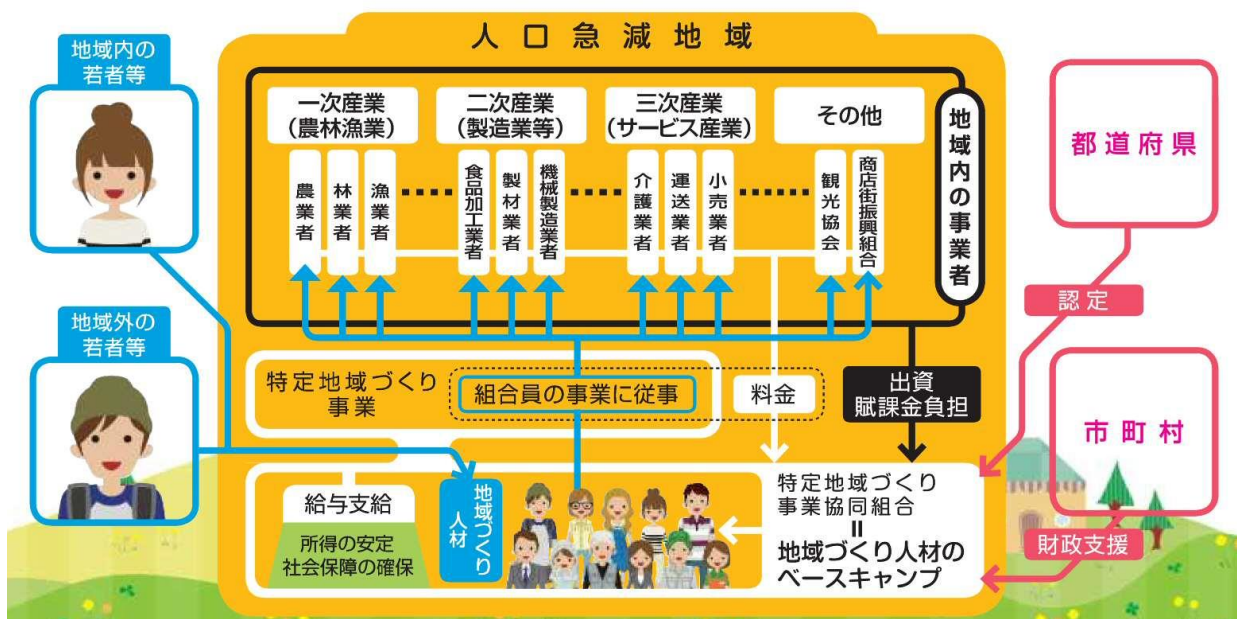
【予定地区】：4 地区

【補助率】：県 1/4（補助上限額：500 千円）、市町 3/4（義務随伴）

【補助期間】：1 年間（各年度交付決定日～2 月末日）

【補助要件】：①市町が主導的に設立する特定地域づくり事業協同組合

②組合設立に係る関係機関との事前協議を行い、設立要件の確認がとれており、設立が見込まれること



マルチワーカー（季節別に様々な仕事を組み合わせる）により年間雇用を創出

（例）4～6月：農業、7～9月：観光業、10～12月：水産加工業、1～3月：スキー場

県版地域おこし協力隊「地域再生協働員」の設置

※継続のみ、R4 新規採択なし

1 趣旨

高齢化や人口減少により生じている小規模集落の人材不足に対する支援として、地域活動の支援を行う県版地域おこし協力隊を**設置する**。

2 事業概要

	県版地域おこし協力隊 (地域再生協働員)	国 地域おこし協力隊
受入対象となる市町	5 集落以上の小規模集落を有する 22 市町	条件不利地域(過疎、振興山村、離島)を有する 16 市町
採用対象となる人材	集落近隣に在住の県・市町職員 OB、地域おこし協力隊 OB、NPO 職員 等 (<u>集落の実情に詳しい比較的身近な外部人材</u>) — 配置予定数:45名 ※移住を条件とはしない	都市地域(三大都市圏等)から条件不利地域へ <u>住民票を移動し、生活の拠点を移す者(都会の外部人材)</u>
活動内容	<u>小規模集落を含めた地域における集落の維持・活性化に関する活動</u> ①地域おこし活動の支援(同右) ②都市部等との交流活動の支援(都市部への情報発信、ふるさと応援交流センターとの連絡調整、交流イベントの事務補助) ③移住・二地域居住の促進支援(空家調査、受入体制の整備) ④集落支援活動(集落点検・巡回、集落カルテの作成) 等	①地域おこし活動の支援(地域行事等コミュニティ活動、特産品開発・販売活動等) ②農林水産業従事(耕作放棄地再生、畜産支援等) ③水源保全・監視活動、環境保全活動 ④住民の生活支援 等
活動期間	最長 3 年間 (※)	最長 3 年間

※現隊員が事情により 3 年に満たず途中退任する場合、当該隊員と同一の活動内容である場合に限り、残任期間について新たな隊員を補充することは可。

(参考) 5 集落以上の小規模集落を有する 22 市町

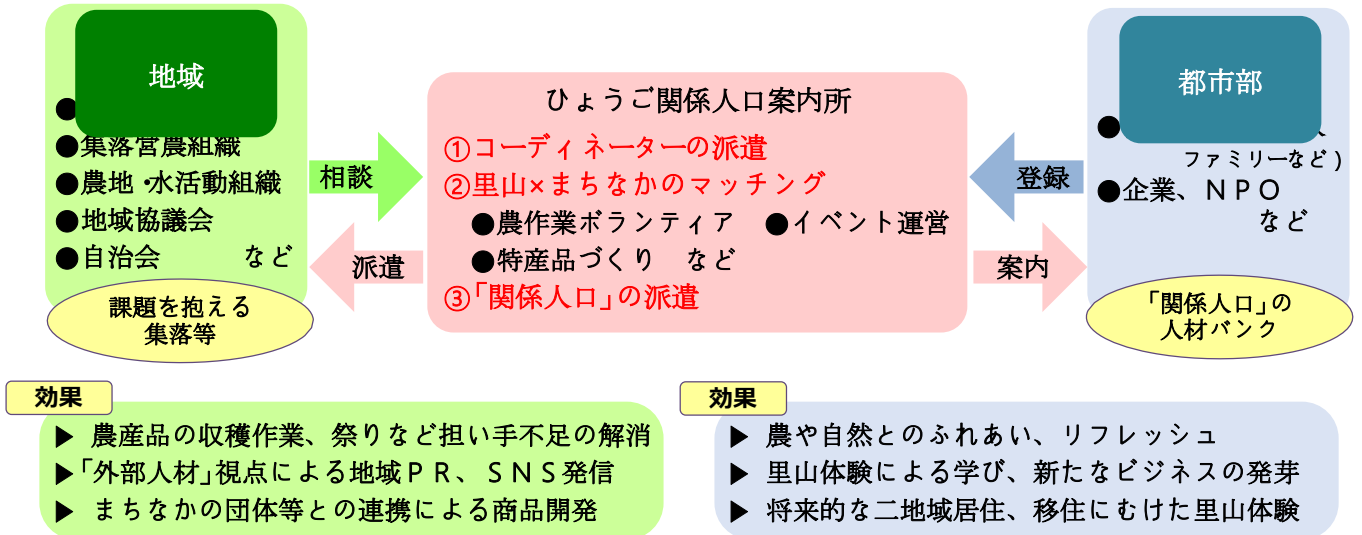
三田市、猪名川町、三木市、加西市、多可町、姫路市、神河町、相生市、宍粟市、**たつの市**、佐用町、上郡町、豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町、丹波篠山市、丹波市、洲本市、南あわじ市、淡路市

関係人口活用モデル事業

1 趣旨

都市部に暮らす多様な人々を「関係人口」として登録し、地域の応援団として週末などに地域づくり活動に参加してもらうことで、人手不足に起因する地域の課題解決を図る。

2 事業概要



(1) 人材バンクの登録促進

ボランティア団体、民間企業等と連携して、人材バンクの登録者数を拡大

(2) モデル地区における実践活動

住民と「関係人口」の協働により、地域課題を解決するための活動を実施

【予定地区】：25 地区程度（小規模集落を含む旧小学校区等）

【支援内容】：①受入地域での活動計画の策定（アドバイザー派遣事業を活用）

②受入地域と関係人口とのコーディネート人材の派遣

（地域再生アドバイザー、コーディネーターの派遣費用を県負担）

【事業期間】：1年間（活動成果を踏まえ、次年度以降の取組を検討）

(3) コーディネート人材の育成

地域住民との連絡調整、実践活動のコーディネート等を担う人材を育成

(4) 企業・団体等との連携

受入地域の課題に応じて、関係人口のさらなる呼び込み、特産品開発、イベント企画、空き家活用等のノウハウを有する民間企業・団体等とのマッチングを支援

ふるさと応援交流センターの運営

1 趣旨

集落と都市住民との交流促進、地域おこし協力隊の募集情報の発信など、小規模集落の活性化に向けた人的支援に取り組むため、「ふるさと応援交流センター」を運営

2 設置場所 神戸クリスタルタワー6階（カムバックひょうごセンターと併設）

3 事業概要

（1）人材育成

○地域再生アドバイザー等の外部人材、地域のリーダー人材を対象としたスキルアップ研修等の実施

（2）人材のネットワークづくり

- 地域再生アドバイザー、地域おこし協力隊出身者等の人材情報、活動状況などをデータベース化し、市町・地域に提供する仕組みの構築
- 地域づくりに携わる人材が相互に情報共有できる場の構築

（3）情報発信

地域おこし協力隊の活動・募集状況など、人材情報の発信

（4）移住施策との連携

カムバックセンター等と連携した移住・都市農村交流イベント等の実施

地域おこし協力隊等ネットワーク構築事業

1 趣旨

地域おこし協力隊受入市町や「一般社団法人兵庫県地域おこし協力隊ネットワーク」等との連携のもと、隊員・市町職員向けの研修会を開催し、円滑な隊員活動の実施や任期終了後の定住・定着、市町域を超えた人的ネットワーク構築等の支援を行う。

2 事業内容

(1) 研修会の開催

ア 受入市町向け研修会

- ・対象 地域おこし協力隊受入市町の担当者等
- ・内容 専門家講義、市町先進事例の発表、グループワーク、意見交換等

イ 隊員向け研修会

- ・対象 地域おこし協力隊員
- ・内容 専門家講義、隊員の活動発表、グループワーク、意見交換等

(2) 地域おこし協力隊OB・OGネットワーク組織の活動支援

ア シンポジウムの開催支援

現役隊員や地域団体の活動促進に資するシンポジウムの開催を支援

- ・内容 OB・OGの起業・定住の経緯や現在の活動発表、地域再生大作戦
取組地域や都市住民との交流等

イ 東京での募集イベントへの出展

- ・内容 市町と合同で、首都圏での新規隊員募集イベントへの出展

五国の元気づくり交流拠点モデル支援

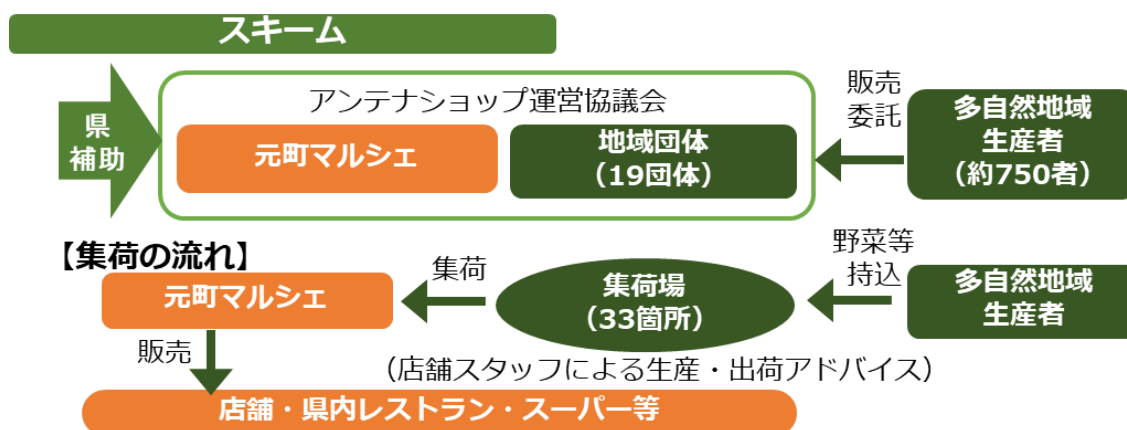
1 趣旨

地域再生大作戦に取り組む小規模集落を側面的に支援するため、アンテナショップ「元町マルシェ」において、小規模集落等で生産した県産農産物（市場流通に乗らない少量多品種・規格外）を都市消費者に販売するとともに、同店舗を拠点に、都市消費者と生産者相互の交流・情報発信を促進する。

2 事業内容

(1) 小規模集落等への出荷支援

小規模集落の地域活性化や都市交流を促進するため、少量多品目の農産物等を元町マルシェへ出荷するための経費を支援する。



(2) 交流スペースの設置

ア 設置場所

元町マルシェ 2階（約 40 m²）

神戸元町商店街 5丁目、神戸市中央区元町通 5丁目 8-3

イ 交流スペースの機能・活用方法

- ① 多自然地域の情報発信
- ② 元町マルシェ出荷者と都市消費者との交流
- ③ 生産者による地域特産品の説明・即売や新商品の紹介
- ④ 地域イベントの開催
- ⑤ 地域おこし協力隊等の交流スペース

地域再生プロジェクトチームの設置

1 事業目的

多自然地域の維持・活性化を図るためには、集落の連合体の組織化により、集落の空間管理や生活機能を維持するしくみと担い手の確保、働く場の確保、収入を得るしくみづくりなどを充実させるとともに、これらを総合的・一体的に展開するため、各関係県民局に民間団体・学校・専門家・行政等で構成する「地域再生プロジェクトチーム」を設置し、集落対策に関する様々なノウハウや手法を産・官・学の連携により集積、活用を図る「集落対策のプラットフォーム」の構築をめざす。

さらに、連携する大学・研究機関の学生等が地域に関わるとともに、組織で蓄積した集落対策ノウハウを吸収していくことで、地域再生に関わる人材の育成をめざす。

2 事業内容

- ア 対象地域 但馬、丹波、西播磨、淡路地域の4県民局
- イ 構成団体 大学・研究機関、NPO、地域再生アドバイザー、市町、県民局等
- ウ 実施内容
 - ・新規施策の方向性検討
 - ・活動事例の報告会
 - ・集落対策ノウハウの蓄積
 - ・施策の評価 等

※プロジェクトチーム構成

- ・関連企業、大学・研究機関、NPO、地域再生アドバイザー
- ・管内各市町担当課長等
- ・県民局担当参事等

